

令和元年6月定例会 第109号

栄町議会だより

発行 栄町議会だより編集委員会

人事案件2件などを含め

25議案等を可決

令和元年第2回定例会（6月議会）が、6月4日から14日までの11日間の会期で開催されました。

本定例会には、人権擁護委員の推薦、栄町固定資産評価審査委員会委員の選任についての人事案件2件をはじめ、新規条例、条例の一部改正、3会計の補正予算、専決処分承認の他、議員発議案2件を含む計28件の議案等が提出され、全議案とも原案のとおり可決されました。
なお、今定例会における一般質問は6名、傍聴者は延べ14名でした。

議案審査議

諮問第1号 全員賛成
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

現委員の任期満了に伴い、その後任委員の候補者として柏木伸治氏（竜角寺台）を法務大臣に推薦すべく議会の意見を求めるものです。

議案第1号 全員賛成
専決処分を報告し承認をを求めることについて

損害賠償等請求の訴訟に係る予算執行について、平成31年度栄町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて専決処分したもので、議会へ報告し、承認を求めます。

議案第2号 全員賛成
専決処分を報告し承認を求めることについて

地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことなどにより、栄町税条例等の一部を改正する条例を制定することについて専決処分したので、議会へ報告し、承認を求めます。

議案第3号 全員賛成
専決処分を報告し承認を求めることについて

地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、栄町都市計画税条例の一部を改正する条例を制定することについて専決処分したので、議会へ報告し、承認を求めます。

議案第4号 全員賛成
専決処分を報告し承認を求めることについて

地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことにより、栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて専決処分したので、議会へ報告し、承認を求めます。

議案第5号 全員賛成
栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について

現栄町固定資産評価審査委員会委員である鈴木 勉氏（脇川）の任期が本年6月30日をもって満了となるため、同氏を再任すべく、議会の同意を求めます。

議案第6号 全員賛成
千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

香取市東庄町病院組合の解散により、同組合を組織する地方公共団体に関する

規定並びに共同処理する事務及び団体に関する規定を改正するものです。

議案第7号 全員賛成
栄町税条例の一部を改正する条例

地方税法等の改正を踏まえ、個人町民税に係る申告書記載事項の簡素化等及び非課税の対象範囲の拡大、軽自動車税に係る環境性能割の軽減措置及び種別割の税率の特例見直しについて改正を行うものです。

議案第8号 賛成多数
栄町使用料条例の一部を改正する条例

消費税率等が引き上げられることに伴い、公の施設及び行政財産の使用料について改正を行うものです。

議案第9号 賛成多数
栄町手数料条例の一部を改正する条例

平成30年及び令和元年の地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を踏まえ、貯蔵所の設置許可申請に対する審査、製造所等の設置の許可に係る完成検査前検査及び特定屋外タンク貯蔵所等の保安に関する検査に係る手数料の額の引上げについて改正を行うものです。

議案第10号 全員賛成
栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、卒園後の受入を行う連携施設の確保を不要とする条件の追加などに加え、食事の提供の経過措置に係る対象の拡大について改正を行うものです。

議案第11号 全員賛成
栄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、放課後児童支援員となるのに必要な研修の実施主体について、政令指定都市の長を追加するものです。

議案第12号 賛成多数
栄町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例

消費税率等が引き上げられることに伴い、子育てヘルパー派遣手数料について改正を行うとともに、町単独事業であった障害者（児）ホームヘルパー派遣事業が障害者総合支援法に基づくサービスに移行していることから、当該事業に係る規定を削除するものです。

議案第13号 全員賛成
栄町介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険法施行令の改正を踏まえ、所得段階の第1段階から第3段階までの者

に対する介護保険料を軽減することなどについて改正を行うものです。

議案第14号 賛成多数

栄町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

消費税率等が引き上げられることに伴い、一般廃棄物収集運搬手数料について見直し、改正を行うものです。

議案第15号 賛成多数

栄町森林環境譲与税基金条例

国から譲与される森林環境譲与税を積立て、森林の整備及びその促進に関する施策に要する資金に充てるため、新たに栄町森林環境譲与税基金を設置するものです。

議案第16号 賛成多数

ドラムの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

消費税率等が引き上げられることに伴い、交流室及び物産館の利用料金の上限額について改正を行うものです。

議案第17号 賛成多数

栄町自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

消費税率等が引き上げられることに伴い、放置自転車等の撤去などに要した費用として徴収する額について改正を行うものです。

議案第18号 賛成多数

栄町下水道条例の一部を改正する条例

消費税率等が引き上げられることに伴い、下水道使用料に係る消費税率について改正を行うものです。

議案第19号 全員賛成

栄町火災予防条例の一部を改正する条例

工業標準化法の改正による規格名称の改正を行うとともに、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正を踏まえ、住宅用防災警報器等の設置が免除される設備が追加されたことなどについて改正を行うものです。

議案第20号 全員賛成

令和元年度栄町一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ1億4,389万6千円を増額し、総額69億3,379万6千円とするものです。

増額の主なものは、歳入では、保育所運営費負担金やプレミアム付商品券事業費補助金などの国庫支出金、諸収入(雑入)として、プレミアム付商品券販売代金などによるものです。歳出では、路線バス運行維持補助金、プレミアム付商品券事業負担金、ちばの園芸次世代産地整備支援事業補助金などによるものです。

議案第21号 全員賛成

令和元年度栄町介護保険

特別会計補正予算(第1号) 歳入歳出それぞれ12万円を増額し、総額15億2,463万6千円とするものです。増額の理由は、歳入では、介護保険財政調整基金繰入金によるものです。歳出では、介護予防普及啓発事業の通信運搬費によるものです。

議案第22号 全員賛成

令和元年度栄町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ281万7千円を増額し、総額5億7,072万4千円とするものです。

報告第1号

増額の理由は、歳入では、公共下水道使用料によるものです。歳出では、財政調整基金積立金によるものです。

報告第2号

継続費繰越計算書について

平成30年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計補正予算(第2号)第1条により変更した継続費の平成30年度の経費の金額のうち、支出を終わらなかったものについて逐次繰越をしたもので、議会に報告するものです。

報告第3号

繰越明許費繰越計算書について

平成30年度栄町一般会計補正予算(第4号)第2条及び栄町一般会計補正予算(第5号)第2条により定めた繰越明許費について翌年度に繰り越したので、その旨を議会に報告するものです。

議案第1号

栄町議会傍聴規則の一部を改正する規則

個人情報保護の観点から、第4条の「傍聴人受付簿」を「傍聴人受付票」に改めるものです。

議案第2号

令和元年度栄町一般会計補正予算(第2号)に対する附帯決議

決議文 本予算案歳出中の、2款総務費・1項総務管理費・6目企画費・19節負担金補助及び交付金、路線バス維持事業に係る補助金の補正について、その原因が公共的交通機関とはいえず、民間企業への赤字補填であり、悪しき前例となる危険性を包含することから、補正の正当性については慎重に審議してきたところである。

今回の補正理由については、当該バス会社の要求を鵜呑みにしたものであり、全員協議会において一方的な説明が為されたといえ、「栄町補助金等交付規則」との関連においても十分な説明がなされず、当議会と執行機関の間で議論が尽くされたとは言いがたい状況である。

更にその増額補正額は、最終的には町民納税者の負担となるばかりか、他に期待されるべき住民サービスの縮減ともなることを考えると、受益者負担の原則からしても、運賃値上げをも含めた、当該バス会社の営業努力について疑問を持つものであり、安易に承認可決すべきではないものであるが、当議会は、本件バス路線維持の必要性は理解しているから、今回はこの補正予算案を、今回を得ざる措置として原案可決するものである。

しかしながら、今回の増額補正に至る経緯については疑問を持つものであり、当議会としては、町長及び執行機関に対して、事業執行のあり方について、より厳格にし、今後、当議会と執行機関の信頼関係を損なう事態が生じないためにも、次の事項を速やかに講ずることを、厳に求めるものである。

今回の補正理由については、当該バス会社の要求を鵜呑みにしたものであり、全員協議会において一方的な説明が為されたといえ、「栄町補助金等交付規則」との関連においても十分な説明がなされず、当議会と執行機関の間で議論が尽くされたとは言いがたい状況である。

更にその増額補正額は、最終的には町民納税者の負担となるばかりか、他に期待されるべき住民サービスの縮減ともなることを考えると、受益者負担の原則からしても、運賃値上げをも含めた、当該バス会社の営業努力について疑問を持つものであり、安易に承認可決すべきではないものであるが、当議会は、本件バス路線維持の必要性は理解しているから、今回はこの補正予算案を、今回を得ざる措置として原案可決するものである。

しかしながら、今回の増額補正に至る経緯については疑問を持つものであり、当議会としては、町長及び執行機関に対して、事業執行のあり方について、より厳格にし、今後、当議会と執行機関の信頼関係を損なう事態が生じないためにも、次の事項を速やかに講ずることを、厳に求めるものである。

今回の補正理由については、当該バス会社の要求を鵜呑みにしたものであり、全員協議会において一方的な説明が為されたといえ、「栄町補助金等交付規則」との関連においても十分な説明がなされず、当議会と執行機関の間で議論が尽くされたとは言いがたい状況である。

更にその増額補正額は、最終的には町民納税者の負担となるばかりか、他に期待されるべき住民サービスの縮減ともなることを考えると、受益者負担の原則からしても、運賃値上げをも含めた、当該バス会社の営業努力について疑問を持つものであり、安易に承認可決すべきではないものであるが、当議会は、本件バス路線維持の必要性は理解しているから、今回はこの補正予算案を、今回を得ざる措置として原案可決するものである。

しかしながら、今回の増額補正に至る経緯については疑問を持つものであり、当議会としては、町長及び執行機関に対して、事業執行のあり方について、より厳格にし、今後、当議会と執行機関の信頼関係を損なう事態が生じないためにも、次の事項を速やかに講ずることを、厳に求めるものである。

今回の補正理由については、当該バス会社の要求を鵜呑みにしたものであり、全員協議会において一方的な説明が為されたといえ、「栄町補助金等交付規則」との関連においても十分な説明がなされず、当議会と執行機関の間で議論が尽くされたとは言いがたい状況である。

更にその増額補正額は、最終的には町民納税者の負担となるばかりか、他に期待されるべき住民サービスの縮減ともなることを考えると、受益者負担の原則からしても、運賃値上げをも含めた、当該バス会社の営業努力について疑問を持つものであり、安易に承認可決すべきではないものであるが、当議会は、本件バス路線維持の必要性は理解しているから、今回はこの補正予算案を、今回を得ざる措置として原案可決するものである。

1. 当該バス会社に対しては、公共的交通機関たることの責務を十分に自覚するように、強く求めること。
 2. 今後、かかる事態を生じさせないためにも、当該バス会社に対して、運賃値上げをも含めた営業努力を強く要求し、その結果を次の議会定例会までに必ず報告すること。
 3. 今回の補助金支払いには、町民の利便性のためには、町民の得ざるものと判断しやむを得ざるものと判断し原案可決したものである。したがって、今後の交渉においては安易な妥協は絶対許されないこと。
 4. 今回の増額補正額は、町民納税者にとつて負担を生じさせるものであるから、町広報紙やホームページで広く町民に知らせること。
 5. これ以上の財政負担を生じさせないために、補助金等の獲得の手立てを講じるとともに、適宜当議会に必ず報告すること。
- 以上、決議する。

**町政のことが知りたい
一般質問**

町のバス運行及び町民の移動の足の確保について

高萩 初枝
問 安食駅と竜角寺台車庫間のバス路線は、酒直台や竜角寺台住民の大切な生活

の足で路線が廃止されたら住んでいられない。バス路線を、今後も維持するためには「赤字補填」を毎年しなければなりません。そこで、路線を維持しつつ町の負担を軽くする手立ては。答 平成31年3月議会後の状況は、当面、路線を廃止されないように3月13日付けで、平成30年度の赤字額のうち、内金として500万円を、令和元年度の議会に予算(案)として提案することを確約する文書を、京成タクシー成田に対し提出した。このことから、今定例会に、当該予算を補正予算(案)として提案した。

また、5月10日には、親会社の京成電鉄に対し、町の財政状況は非常に厳しい状況であることから、令和元年度における赤字の全額補填について配慮するよう要望している。さらに、赤字補填に要する財源確保のために、補助金の対象となるよう、千葉県町村議会議長会などを通じ、国に対し要望している。

「房総のむら」と「ドラムのリ」を核としたインバウンド対策の進捗状況

大野 信正
問 総合戦略のテーマとして「成田空港から車で20分

の本町を観光面から活性化させる」そのため、国内外から多くの人々が栄町に集まることによる地方経済の活性化と町のイメージアップを図る観光施策の展開結果について。答 総合戦略Iは、成田空港から近いという利点を活かして、多くの外国人観光客に来ていただくという観光振興を図ろうというものである。目標としては、房総のむらを訪れる外国人観光客の増加や、外国人観光客等の支出の増加を図ることとし、それを達成するために、様々な事業を展開してきた。

その結果、外国人観光客数は、平成25年度は約5,000人でしたが、平成30年度には約8,700人に増加している。

また、外国人観光客等の支出については、平成26年度は約200万円だったが、平成30年度には約870万円に増加している。

一方、平成28年度には、総合戦略Iに「コスプレを活用した地域経済活性化事業」を加え、受入れ体制やPRの強化など、様々な事業を展開してきた中で、平成30年5月には新たなコスプレの館がオープンしました。以上が、これまでの展開結果である。

学校給食センターの建替計画について

戸田 栄子
問 築30年となる給食センターの建替計画がある。全県及び県内には自校方式の給食室(地元農産物も取り入れやすく温かい食事の提供ができる)を作っている自治体もあるが、検討されたのか。また、外国農産物が使われていると聞いているが。

答 学校給食の建て替え計画については、栄町では、学校給食を始めた当初から、給食センター方式を採用していることや、近隣市町の状況から、給食センター方式での検討を行っており、自校方式については検討を行っていない。

近隣市町の状況は、成田市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、四街道市、栄町でセンター方式を実施しており、佐倉市の自校方式以外、ほとんどがセンター方式となっている。なお、白井市、成田市、四街道市については、一部について、自校方式を取り入れている。

教育的、経済的効果について、自校方式のメリットは、給食の温かき、子ども達の給食の味への感想が伝わりやすい、感謝の言葉が届き

やすいなどがある。センター方式のメリットは、管理衛生面の充実、人的配置、食材の一括購入等の効率的な運営が可能となる。なお、給食の温かきについては、栄町においては、配送時間も短いことから、温かい給食の提供が可能となっている。さらに、食材の地産地消については、現在も栄町の特産であるドラ豆の採用や栄町産の米を使うなど、地産地消の食材を使用している。なお、センター方式の方が、整備経費及び運営経費などの財政負担はかなりの少ないと言われている。

消防の広域化について

岡本 雅道
問 先ごろ県が策定した「千葉県消防広域化推進計画」において、栄町は早期に広域化すべき特定小規模消防本部に位置付けられている。町民の生命・財産を守るため、栄町としてはどこ、どのように広域化を進めるつもりであるか。

答 消防の広域化は、当初、成田市と広域化の協議を行っていたが、平成27年8月5日に成田市から広域化には、検討に時間がかかるとの回答があった。消防の広域化は喫緊の課題であることから、平成28年8月23日に第1回印西地区消防

組合及び栄町消防広域化協議会が開催され、消防広域化に係る協議を開始し、平成29年3月までに5回の広域化協議会を開催したが、平成29年3月13日の第5回広域化協議会において、印西市長から協議会委員を「辞職したい」、併せて消防広域化する「意志はない」という発言があり、消防の広域化には至らなかった。そのため、千葉県に対して、小規模消防の解消は、県の防災行政の重要な施策であるので、県が先頭に立って、消防の広域化の推進を積極的に図るよう平成29年4月以降も数回にわたって要望してきた。

一方、国では、平成30年4月1日「市町村の消防の広域化の基本指針」が改正され、消防の広域化推進期限が令和6年4月1日まで延長され、県では平成31年3月に新たに「千葉県消防広域化推進計画」を策定した。なお、国や県の計画において、栄町は、優先して広域化を進める「特定小規模消防本部」に指定されていることから、千葉県が主体となつて、自治体間の仲介、合意形成等、積極的に推進するよう、また、早期に広域化が実現できるように強く訴えていきたいと考えている。

合葬式墓地公営に向けての検討について

松島 一夫
問 祭祀継承者のいない無縁墓地の増加や「墓じまい」が話題になる中、全国自治体で合葬式墓地の公設公営への動きが広まっている。

我が町においても、合葬式墓地公営に向けての検討が必要な状況になってきていると思われ、見解を問う。

答 現在、町営墓地は、昭和55年10月14日に千葉県知事から許可を受けて栄町安食字道面に設置した、栄町墓地1箇所である。

墓地の利用状況は、改葬に伴い返還された4区画と、大きな区画の半分の返還を受けて、新たに区割りをし直した1区画を合わせ、現在、5区画の空きがある他は、全て、区画が埋まつている状況である。

なお、空きとなつている5区画は、9月頃に募集を行う予定で、現在、準備を進めている。

今後の課題は、現在の敷地内に新たな区画を設けるスペースが無いことと、全国的に、後継者がいないなどの理由から、納骨堂や合葬式墓地に対する要望が増えていることである。

町営墓地の中でどういふことができるのか、町内で、どのぐらいの費用でどのぐらいの面積なら、どういふ形で合葬式墓地ができるかどうか、必要性があるかと考えているので、すぐに検討していきたいと思う。

栄町のスマートシティ化について

野田 泰博
問 栄町をスマートシティ化して、人口2万弱の町にふさわしいエネルギー供給システムを町全体で見直すべく、町はスマートシティ化に対してどのような見解をお持ちか。

答 スマートシティという言葉は、国においては各省庁で、色々な捉え方をしている。その中で、エネルギー対策を中心に置いたスマートシティ化が代表と言え、その中で、エネルギーやエネルギーを効率良く、上手く使うまちづくりのことがとされている。具体的には、電力や、再生可能エネルギーなどを最先端のセンサーなどから収集された情報を基に、IoT技術などを活用し、無駄をなくし省資源化や、人の省力化を図れたまちづくりをしている。例え

ば、アムステルダムやエネルギースマートシティ化では、市民の消費行動の意識を変えるために、スマートメーターを導入し、電力消費の「見える化」を実施したり、多くの再生可能エネルギーや、電気自動車の導入も進んでいるとの事である。一方、三井不動産が取り組んでいる、柏の葉スマートシティのように、環境共生都市づくりへの取り組みに加え、健康長寿都市・新産業創造都市づくりなど、複合的にスマートシティ化に取り組んでいる先進事例もある。

スマートシティ化が出来るれば、すばらしいこととは思いますが、現在の町の状況では、そのような取組は簡単には出来ないと考えている。

その他の一般質問

戸田 栄子

○職員の働き方など勤務体制と残業手当について

岡本 雅道

○立地適正化計画について

松島 一夫

○学校教育現場における防災行政について

野田 泰博

○ゴミ減量に関して町は施策はありますか？

編集後記

令和になつても実生活では何も変化なく、皆様が元気であることが一番喜ばしいことです。

令和とは英訳するとビューティフル・ハーモニーと国が日本の一挙手一投足を見ている。日本の中の選挙人も米国民や欧州人、ロシア人、中国、北朝鮮、韓国民が見て、聞いている。

栄町もビューティフル・ハーモニー、いい響きだ。

野田 泰博

発行者 栄町議会だより編集委員会
野田泰博(委員長)、戸田栄子(副委員長)
松島一夫、高萩初枝、大野徹夫、橋本浩

連絡先 栄町議会事務局
栄町安食台一丁目2番
☎ 33-7715 ☎ 95-4274
gikai@town.sakae.chiba.jp

9月定例会は、9月10日(火)～20日(金)までを予定しています。
※請願書及び陳情書については、議会運営委員会の審査を受けることを原則としているため、8月26日(月)必着で提出くださるようお願いいたします。